

24/6/18（火）名古屋市議会経済水道委員会（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 豊田かおる（減税・中区）：次に、観光文化交流局関係の名古屋城天守閣木造復元、市民向け説明会の総点検についてであります。

まず、当局の説明を求めます。佐治局長。

佐治局長：本日、当委員会でご調査いただきます案件は、名古屋城天守閣木造復元、市民向け説明会の総点検についてでございます。本件につきましては、前回5月31日の所管事務調査におきまして、総点検の検証報告についてご説明させていただき、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございますが、この度の当局の対応につきまして、私の考えを少し述べさせていただきますと存じます。

今回の検証報告書は、前回の委員会でもご指摘があったように、議員と当局との内内の打ち合わせの内容を含め、職員からのヒアリング内容を克明に記載するという異例なものとなっております。当局がこのような対応を取ったのは、以下に述べるような理由がございます。一つは、当時の調整等の記録は残っておらず、ヒアリング調査による以外に方法がなく、関係者から得られた証言を積み重ねることによる事実関係の推認が結論を導くための重要な論拠となることから、ヒアリング結果を包み隠さず公表することとし、市民の疑念を払拭することを最優先に取り組んだためでございます。

もう一つは、今回の総点検は、本委員会における質疑や付帯決議において求められているものであって、その前提となった、令和6年3月18日の本委員会における答弁につきましても、その経緯や正確性について掘り下げた調査が必要であると当局として判断したためでございます。

しかしながら、たとえこのような理由があったにせよ、提出資料の記載内容には配慮すべき点が多々あり、議会や、今回調査の関係者に対して事前に説明するなど、手続き面において丁寧さや配慮を欠いていたことは、さきの委員会でも指摘された通りでございます。局として深く反省をいたしております。

本日は、さきの委員会でご指摘をいただいた点や、追加の調査を実施した上で明らかになった点をご報告させていただきたいと存じます。

詳細につきましては総務課長からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

総務課長：それでは、名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会の総点検についてですね、

小出昭司（自民・中村区）：局長の方からお考えをいただいたわけなんですけど、非常にこのお考えっていうのはこの後お話があると思うんですが、こちらの報告書に対する考えて、他の局にもものすごく関わってくる大きな問題だもんですから大変恐縮なんですけど、文章でいただくことをお願いをしたいと思うんですが。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：今、小出委員、今述べられたことを文章でということですか。今のご意見に対して、他の委員からご意見はございますか。

田中里佳（民主・天白区）：それでいいんだけど、とりあえず今、委員会の場で公式に局長が言われたので議事録として残りますよね、だからその、改めて文章というよりは、議事録を委員会の資料として出すことはなんだろう、どうなんだろう、今発言したやつをなんかちょっとだけ違和感があるんですね、別にそれで、揚げ足を取るわけじゃないけれども、多分参考で言いたいと思うんですけども。なんか紙で出すのがなんとなくちょっとどうかなというところが、私個人的にはあって、その小出さんが言われてることはもうわかりますし、内容もすごいわかる話しなただけだけど。それで、それを認めてしまって今後どうなのかなというところなのでこれもちょっと、ちょっと慎重に正副なりで判断していただきたいかなと思います。

小出昭司（自民・中村区）：あの、おっしゃる意味はよくわかるんですけど、非常にそのまあ二転三転することが多い。申し訳ないけど、なので、きちっと言った言わないもいやだし、そのためにあの議事録はあるわけなんですけど、今回の問題は、委員会における答弁調整にかかわった職員に対するヒアリングの内容というような今までかつてこういったことが公にされることがなかったというふうにそちらも観文さんも考えておっしゃってるようですが、そういった今までかつてないような議会とそれから行政との関係性の問題において、非常にその他の委員会やの運営等にも関わる問題なので私が会派を代表してこうやって出てきてるわけなんですけど、会派において間違った言葉で説明をするとですね非常に問題が起きてしまうかなというようなこともあって文章でいただくことが許されるんであればということで、一度正副の方でご検討をいただきたいなと。いうふうに思いますのでよろしくお願いたします。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：では、小出委員の方から今ご意見がございましたが、どのタイミングでお出ししたらよろしいですか。このまま委員会は進めさせていただくということ

委員 浅井正仁（自民・中川区）：えっとですね今、局長さんの方から異例なという言葉がありました。で局長さんが今言われたことが、今から所管を事務を行うということです。で半分は頭に入っても半分は頭に入らなかった。ね。だから、その文章を見て、質疑に入りたいと思うんで、できるならば、今からいただきたいと思います。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：それでは、今の浅井委員の意見を踏まえまして、正副で協議させていただきたいと思いますので、当局から何かご発言があればお許しいたします。

総務課長：今ご議論になっていることでございますけれども、委員会への提出資料という形での整理になろうかと思っておりますので、その点含めまして、正副委員長のほうでご協議・ごしじいただければと存じます。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：資料の方は、ご提出いただくのは可能なんでしょうか

田中里佳（民主・天白区）：委員長、多分、極めて重要な問題ですから、1回休憩してちょっと正副できちんとやってもらったらどうですか 当局も含めて

委員長 豊田かおる（減税・中区）：ありがとうございます。今田中委員からご指摘がありましたとおり、暫時休憩とさせていただきたいと思っております。正副の方で、今から協議させていただきます

委員長 豊田かおる（減税・中区）：ただいまから経済水道委員会を再開いたします。先ほど委員の皆様からご発言がありました件について、正副委員長で協議いたしました結果、このたびの総点検における検証方法や、委員会資料の作成方針など当局の対応について説明された点を踏まえ、局長が述べられましたように、今回の報告書も異例であったということもでございます。今回は異例の扱いでございますけれども、資料として提出させていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。それでは、ご要求のございました資料も含め、当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長：それでは、名古屋城天守閣木造復元、市民向け説明会の（着座にてお願いいたします。）名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会の総点検についてにつきまして、お手元の資料に従いご説明をさせていただきます。

まず当初に提出をいたしました説明資料についてでございますが、お手元にはこの説明資料の他、添付資料といたしまして、名古屋城天守閣木造復元、市民向け説明会に係る検証報告書、増補版を提出をさせていただいておりますので、適宜ごらん賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、説明資料の表紙をお開きいただき、1ページをお願いいたします。

名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会に係る検証報告書の増補箇所でございます。

（1）令和5年度名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要および取り扱いにつきまして、ア概要では、開催した地域、名称、内容開催日数会場数および参加者数をそれぞれ掲げさせていただきました。

ご覧賜りたいと思っております。

イ取り扱いといたしまして、市民討論会については、人権擁護の観点から、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る検証委員会による過去の経緯にさかの

ぼっての検証が進められているところであり、当局からは、木造復元事業に関する様々な資料を提出しているところでございます。

当局といたしましてはその検証を受ける立場であり、その最終報告をいただいた段階で、その報告内容を踏まえ、局としての総括をする考えでもあることから、市民討論会につきましては今回の検証の調査対象とはしていないものでございます。

続きまして、(2) ヒアリング調査でございます。

ア概要 イ調査員 ウ対象者をそれぞれ掲げさせていただきました。

調査結果といたしまして、公平性、公正性に疑念を抱かせるような事項は新たに確認されませんでした。

なお、ヒアリング内容につきましては、添付資料の3ページから6ページにかけまして、掲げさせていただきましたので、併せてごらん賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、説明資料の方に戻りまして、2ページをお開きください。

(3) 調査報告書における答弁調整という要望についてといたしまして、調査報告書において使用しております答弁調整という用語は、市当局が答弁を作成するのに際し、議員の質問意図や問題意識を的確に把握した上で、当局の内部において行われる一連の議論等検討を指すものでございます。

答弁調整という用語が、市当局と議員との間で、質問答弁の調整が行われるものとの誤った認識を市民に与える可能性に鑑みますと、当該箇所については、答弁作成という表現を用いることがより適切であると考えてございます。

3ページをお願いいたします。

に、市長報告後における令和6年5月31日、経済水道委員会説明資料の修正箇所でございます。

先の当委員会に提出いたしました説明資料について、市長に事前報告を行った際に受けた指摘を踏まえ、当局にて検討の上、修正いたしました箇所を掲げてございます。

(1) 5ヒアリング結果を踏まえた分析および評価の(4)平成30年度におけるやり取りに際しての双方の認識のところでは、当局から市長に委員会提出資料を見せたところ、市長から自分の発言した趣旨が正しく伝わっていないので、発言内容を修正したいとの旨の指摘があり、改めて内容に基づき修正いたしました。

次に(2)6結論のところでは、当局から市長に見せた、委員会提出資料に記載のあった一方の当事者である市長にも事情を確認するべきであったとの表現に対し、市長から、ここは、今回の総点検で重要な部分。

このような付け足しのような記載で良いのか、との旨の指摘であり、当局としても最もであると判断をし、修正いたしました。

それぞれご覧賜りたいと存じます。

次に先ほどご要求がありまして、追加提出をいたしました経済水道委員会説明資料、(追加)をごらん賜りたいと存じます。

表紙の裏面でございますが、令和6年6月18日、経済水道委員会所管事務調査における局長説明といたしまして、先ほど冒頭局長が発言をいたしました説明内容を掲げてございます。

ご覧賜たいと存じます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご調査賜りますようお願いいたします。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：ありがとうございます。

説明が終わりましたので、ご質疑等あればお許しいたします。

小出昭司（自民・中村区）：はい、よろしくお願いいたします。

今回のですね、報告書において、における一連の様々な問題において本質的に、私は観光文化交流局に非があるなんて全く思ってません。

報告を受け、適正な報告をですね事実に基づいてあげていただくというような作業をして作業してらっしゃるだけなので非があるなんていうのは、欠片も思ってないんですが今回出てきたものがちょっとあまりにも私からすると、意図的な内容というふうにしか感じ取れないようなものになってるので、今回今日も説明を文章化していただいてそれで前日も質問をいろいろさせていただきました。

そんな中で今日局長からご説明がありました点においてちょっと確認をさせていただいたので、局長よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

今回の件において、局長の説明の中で異例なものとなったというような捉え方で捉えていただいているというのはよく理解をしましたそんな中で、中盤にあるですね、こういったようなことを行うことによって市民の疑念を払拭することが最優先でのだというようなことで書かれてるんですけど、この市民の疑念というのは何を疑念として捉えてらっしゃるんでしょう。

佐治局長：今回の総点検の目的がですね、過去の市民向け説明会におきまして公平性だとかその公正性にその疑念を持つような働きかけがあったとか、そういった発言があったとかそういったことに有無それを調べるということと、ですね。あとはその不信を招くような行為があったかどうかってことを明らかにする、これが総点検の目的でございますので、そこをしっかりと把握するために今回総点検を行ったというところでございます。

小出昭司（自民・中村区）：後でちょっとだけ答弁調整の経緯というところ、答弁作成の経緯に変えられたということなんですが、そこでちょっとお聞きをしますが、今後ですね問題になったこの当初の答弁調整の経緯の内容というような部分において局長が言われる異例な状態になってしまうというようなときというのは、どういうときに異例なものになってしまうのかちょっとそこを確認したいんです。

佐治局長：特に二つ目の理由のところですね。

今回の総点検はこの委員会におけますその質疑でありますとか、その付帯決議に求められているのでありまして、その前提となった先ほど申し上げましたけど、令和6年3月18日の委員会の答弁、私の答弁も含めてなんですが、その経緯であるとかその正確性これをしっかり調べなければいけないだろうということで、掘り下げるために行ったということで、その記録につきましては隠さずその記したというところでございます。

小出昭司（自民・中村区）：私はこの部分の前段を見たときに本当にこれ日全然関係ないなと思ったんですね。

何、なぜここが必要なのか不思議でしようがない。

例えばですね12ページのところですね、下から123256、6段目からし、市議Cが言ったのは犯人捜しになっちゃいかんで職員が特定されるようなことはやめてくれということだった。

これがどうして全体の市民の払拭、市民の疑念を払拭するごとに、どういっても繋がっていかないと、次のページのところですね、13ページの上から4行目C市議とは局長の方から再点検をするぐらいのことを言ってもらわないといかん。

とやり取りをした気がする。

マルボチの二つ目、真ん中よりちょっと下のC市議のところもC市議自身がおそらくどういう展開にするか頭の中がまとまらなかったのだろう。

とかですね推測ですよこれ。

その次もですねC市議からは、あったことについてはちゃんと断言欲しいと言われたと思うとかですね。

下の方には大前提としてC市議から職員の特定に繋がるので、時期を言わないで欲しいと言われており、とかですねこれがなぜ市民向け説明会に係る検証報告書に必要なのか。

これ、ものすごくこれ当然C市議にも確認取らずに書いてる。

記載されちゃってる。

当然記載する場合は相手方に確認するのは当たり前のこと。

しかしそれもやらずして記載をせざるを得なかった。

なぜこの市民説明会に係る検証報告書に相手方であるC市議の確認も取らずに、一方的な職員の発言を記載をしたのか、私はどうしても不可思議なのはそこなんですが、そこを教えてくださいませんか。

局長：もう少し繰り返しの通りになってしまいますが、今回の総点検する目的ですね、市民の疑念を払拭するというところでございます。これにつきましてはヒアリングの内容を包み隠さず明らかにするとそういう方針で報告書をまとめようということで、あの局の行政管理委

員会これ私が倫理感という形でトップを務めておりますけど私がその指示をしたものでございます。

正直まとめた段階で、ここまで必要なと思われる部分もございました。

ただそこでその姿勢であって、恣意性を働かせてですね、ここを切るとかそういったことをやってしまうと、やはりその間の正確にそのヒアリングが伝わらないってこともあってですね。

私も悩みましたけどあの全部をそのヒアリングの結果という形で載つけたというそういう経緯でございます。

小出昭司（自民・中村区）：全部載つけた経緯はわかりました。納得してるわけではないですがそれほど載せない、おかしくなって伝わらなくなってしまうというようなものを内容が正しいかどうかの精査ということにおいて、C市議に確認をするという作業をどうしてやらなかったんですか。

佐治局長：本当に関係する議員の方にですね確認を取らずにこういった資料を作ったところにつきましては丁寧さを欠くということもあってですね、反省しているところでございます。申し訳ございませんでした。

小出昭司（自民・中村区）：これはですね当局の倫理審査会ですか、その会議で、当局のベテランの職員の人たちが揃ってる方々の中でですね、こういうような書類を出す上において、C市議に確認取らなくてもいいのかというようなことを、普通誰でもわかることだと思うんですが、そういうようなことに誰も気づかなかったんですが、配慮ができなかったということは。

局長：何度か行政管理委員会、その下の取りまとめしております。行政管理委員会の部会でも議論しましたが、すみませんそういった指摘はございませんでした。

小出昭司（自民・中村区）：ちょっと局長はそう言われるんですが、私は正直申し上げて信じがたいなと。

総点検を総という言葉で強く言われる癖がだいぶついてきているような感じがしますが、総点検をするということは何もかも赤裸々にオープンにするんだ。

というようなことを、総点検というような言い方にされてるようなんですが、それを赤裸々にですね嘘も本当も何もかもをオープンにすると真実か、真実じゃないこと。

勘違いしてることも全て何の内容のチェックもせずにやったということになっちゃいますけど、そのあたりはどう思われますか。

局長：先ほど申し上げましたが、報告書の取りまとめの方針、ヒアリング結果をその包み隠さず報告するという指示しておりましたので、その方針に他の委員も従ったんだというふうに考えているところでございます。

小出昭司（自民・中村区）：はいわかりました。ヒアリング結果を包み隠さずオープンに出すということであればもうちょっと、いろんなどこにヒアリングしないといけないんじゃないですか。

例えばC市議にもヒアリングする。

要はここに出てくる人たち全員にヒアリングするのはヒアリングオープンにするってそういうことじゃないでしょうか。

ですから、A職員にだけヒアリングをして、ヒアリングオープンにするなんていうのは、ちょっとそれは普通に聞くと筋が通らない感じがするんですが、ヒアリングオープンにするということはどうしてC市議のヒアリングをに対してヒアリングはしなかったんですか。

局長：職員に対してはそのヒアリング結果につきまして、確認をしておりました。

ただその所で名前が出てきた関係する委員につきましては、そういった手続きを行うなかったことにつきましては、本当に申し訳なかったと考えてるところでございます。

小出昭司（自民・中村区）：これ僕あの申し訳なかったごめんなさいで済むことではないと思うんです。これ。片方からだけ意見を聞いてそれをそのまま乗っけて片方から何も聞かずに、それをみんな正しいものとして鵜呑みにしがちな状態になってるんです。

それで大きな誤解を招いてしまうようなものがいたるところに広がっていくというような今そういう状態にあるんですね。

ですから反対の立場になっていただければわかるんじゃないですかね。僕はA職員の立場だったらどうなんだろう、C市議の立場だったらどうなんだろうというふうに思ってお話をしてるところなんです、私がC市議だったら耐えられないですよ。

俺もヒアリングしてくれと、ちゃんとというふうに言いたいですね。

何の検証もできてないんですから。

困ってしまう。

そんなことでこれは今後このようなことが特殊な事情によって、特殊じゃないや、異例な内容になってしまうというようなことが、当局の判断で行われる可能性があるなというふうに私は第三者の立場で思ってしまうし、起きたときにも以前こういうことがあったんだから、前例があるので、問題はありませぬというような言い方になってしまうと思うんですが、そのあたりのことにおいてはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

局長：今回の委員会資料のように議会とのその内内のやり取りを関係する議員する本人のその了解も確認も取らずに委員会提出する資料として記載するというその先例を作ってしま

った、このことにつきましては非常に重大が重大なこととございまして、改めて責任を感じているところでございます。

何か特異な事例とか特別な理由があったからといって、こういうような取り扱いをすることにつきましては決してその許容されることはないというふうに今私は考えているところでございます。

こういった先例を作ってしまった私が言う資格はないのかもしれませんが、歴代の先輩方が長年にわたってその築き上げてきましたその議会との信頼関係、こういったものをそのまま損ねてしまった今回のケースを私は重く受け止めておりますので、こうしたその先例を繰り返すことがないように全体の問題としてしっかり教訓として残していきたいというふうに考えている。

小出昭司（自民・中村区）：要は今回このようなものを、報告書なので今更訂正はできないけど、このような内容のものを出してしまったっていうようなことに対しては大変申し訳ないことをしたというような思いでいらっしゃるというような認識でいいですか。

局長：小出委員おっしゃる通りでございます。

小出昭司（自民・中村区）：それで佐治局長としてはこういったことが今後こういったものが、当然どこにも今後許容されるものではないので、信頼関係が全て崩れ落ちてしまうような問題なのでこのことが今後ないように、するというような思いでいらっしゃるということではないでしょうか。

局長：はい、今回のこうした事例がそのまま先例とならないように人事的な課題としてですねしっかり共有しながら、こういったことがずっと起こらないようにしっかりしていきたいと考えているところでございます。

小出昭司（自民・中村区）：また理事会等でもですね、きちっとご説明をしていただきたいというふうに思いますし、もうこれは既に一人歩きしちゃってますので今後私が何の補償ができるわけでもないわけなんですけど今回の件においては今後においてもこの内容において、の対応は、少しちょっと考えていただかないといけないんじゃないかなというふうにな気がいたします。それで先ほどの2ページの3のですね、答弁調整という言葉。

ここにも意識の表れを感じますが、それが答弁作成と、これ答弁調整と答弁作成と、何が違うんですか。

総務課長：前回は御指摘あり答弁をございしますが、前回答弁調整という言葉を使ってあくまでもこの答弁調整という、あるいはあの答弁作成っていうのは市当局の内部に議員の質問の意図とか問題意識を的確に把握した上で、どのようにお答えをすれば本市の考え方姿勢とい

うのが正しく伝わるかとそういったことを検討する一連の議論検討をさせるものでございます。

今回、その、あくまでも市内部が主体となってし、当局が主体となって市内部で行われるということをより明確にするためには、答弁調整という言葉よりも答弁作成という表現を用いることが適切であるというに考え今回の提出

小出昭司（自民・中村区）：全然答えになってないんですけど作成と作成と調整とどう違うんですかってことですよ。

総務課長：調整という言葉でございますと、いわゆる調整する側、される側という双方がいるわけございまして、そのことがこの言葉を聞いた市民が市当局と議員との間で質問答弁の調整が行われるというふうに誤解をされる可能性がある表現だなということををいたしまして、あくまでも市当局が主体となって答弁を作成する中で、たまたま一連の検討議論が行われる、そういう意味合いにおいて、この答弁の作成という言葉が適切であろうということ

小出昭司（自民・中村区）：私が考えた適切だなというふうに思う言葉は僕でも答弁という言葉がもう頭についてること自体が僕はおかしいと思うんです。

私がそんなベテランでもないですが、私が今まで皆さん方と何をこういうことはどういう意味で控え室でやったかというとですね、事前説明ですよ。

委員会の事前に当局が出してくる議案に対して説明にいらっしゃったと。

その説明を我々お聞きをして、それで皆さん方がそこから何かをキャッチをされて、ひょっとして議員の方からアイデアをいただく場合もあるだろうし、提案もあるかもしれない。それとも、この部分は問題があるかもわからないという説明の中におけるものをキャッチをして、それでご自分たちでいろいろ後、後に局内で調整をされるんであって、事前に説明に来たというふうに思ってますので、ここで書かれてる、僕はもう答弁調整にしても答弁作成にしてもどうも今回はこれ全部全てが消えないからあれなんですけど、ちょっと本質的な考え方が何か間違ってるんじゃないかなというような気がしますので、私は事前説明という言葉が一番正しいんじゃないかなというふうに思います。

少しいろいろ局長さんにも突っ込んでお聞きをさせていただきましたけど、今回の私が思う検証報告文章の内容というのは、果たしてこれは、何のためにこんなような内容になってるのかというのが、全く理解ができないというのは変わりはありません。今回作られたものはですね今後はこのようなことがないというふうにおっしゃってますけど。

大きな議会と、それから行政の間の傷を残したことになるんじゃないかなというふうに思いますので、今後丁寧に他の議員の皆さんに、間違いが誤解がないように進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

田中里佳（民主・天白区）：1点だけ確認をさせてください。

私も正委員長も副委員長も何回かやったことあるんですが、委員会に出す資料っていうのは、大体事前に正副委員長諮られるというか、説明があるかと思うんですが、今回の資料についても前回のときの委員会の資料についても、正副委員長会でそれは、説明なり諮られ、事前に委員会の前にやられたんですか。

ごめんなさい委員長に。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：お答えいたします。

今回は当日のときになりまして、あの当局さんの方に市議の方にも確認されたのかというようなことを私が確認いたしましたのでその点については副委員長のほうからちょっとご指摘いただきまして、そんな時間のないときにはなかなかその確認は難しいのではないかとというご指摘はいただきました。

今回の時は事前にちょっと、説明に不十分な点があったのではないかとというふうに思いました点を当局に指摘させていただきましてその点につきましては、正副の方で今回の資料に追加資料ということではなく、口頭で丁寧に説明していただくといことでご理解いただいて、正副の方で協議して提出させていただいたものとなっています。

田中里佳（民主・天白区）：すいません、ものすごい丁寧な説明いただいて、何が何やらわからへんだけどいいです。

聞きたかったのは前回の資料も事前に正副で見たってことですよ。

そのときにいろいろご意見が出たけれども、時間がないからそのまま委員会に入っちゃったってということですか。

簡単に言うと、だとしたら、別にそのときに、正副委員長会で、この資料はちょっとどうかと思うとか、そういうことがもし協議されてるのであれば、委員会開会しなきゃよかったじゃないですか。

そのまま開会したってことはそれを了承したってことでしょ。

であるとしたら、その内容についてはね確かにC議員も気の毒だと思ったりもするので、その内容がいいとか悪いとかじゃなくてね、それを一方的に私はこの資料について、当局にどうこう言うことっていうのはやっぱり一方的だと思うやっぱそれがもしそこに非があるとしたら正副委員長にも非があるのではないかとと思うということだけ言わせていただきたいと思う。以上です。

木下優（公明・中川区）：資料が出ておりますので、今議長の方から話がありましたけど、ちょっとお聞きしたい点はですね、先ほど局長の方からですね、説明がお詫び反省という話の中で、冒頭ですね。

一つは当時の調整等の記録が残っておらず、ヒアリング調査による以外に方法がなく、関係者から得られた証言等を積み重ねることによる事実関係の推認が、結論を導くための重要な

論拠となることから、ヒアリング結果を包み隠さず公表することとし、市民の疑念を払拭することを最優先に取り組んだためでございますというこの文章の中でですね確かに記録が残っていないのですね、ヒアリング調査をしたということで今日このようにヒアリング調査したものがあるんですけども、私はですねこのヒアリング調査の中身がですね、全て真実を物語っているものではないというふうに思う部分があります。

皆さん真実、本当に正しく言ってると思いますけれども、そうでない人もいると思う。

それがですね、私は感じるのはこの特別秘書の田中さんの発言、市長の特別市長の田中さんの発言の中にですね、この局の職員の、局の職員や司会者に特定の人を当てるよう依頼するといったことは全くしていないと。

中川市議とのやり取りは、やり取りそのものは覚えていないが、桜のような重大なことを覚えていないということは、していなかったんだろうと思っているというですね言ってる内容について、私は極めて嘘っぽく感じます。こう言ってはいけませんけど、私の感じはね、します。

で、だから支局長がわざわざですね。

結論を得るためにヒアリングをやってですね、これを公表するなって市民の疑念を払拭するためにというふうにおっしゃってるんですけども、私の場合はですね市民の代表ですけども、ますます疑惑が生じた。

ってというのが正直な話です。

それを裏付けるものはですね。今言った田中秘書の発言私はこの田中秘書はですね、こう言っておりますけれども、前回の資料の中に先ほど言った A 職員は、市長とのやり取りがあった時期を平成 30 年度とし明確に記憶している一方、令和 6 年 3 月 15 日、総務環境委員会において中川委員から発言のあった中川文化小劇場で開催された市民向け説明会において、木造天守復元に賛同する方の動員依頼が市長特別秘書からあった件は、令和元年 12 月 3 日のことであり、1 年近くの時期の開きがあり、このため両件については直接関係はないと解するのは妥当であるというね、こういう当局の説明も、ちょっと疑問があるんですけども。

私はですね、このように以前、総務環境委員会ですか、中川委員がですね、Facebook の Messenger を通して田中委員とやり取りをしたこの部分について、田中さんは最初認めていなかったと聞いております。

しかし、このものを見せたことによってですね、認めたということを知っておりますけども、それは事実でしょうか。

総務課長：委員から御指摘のあった、総務環境委員会での中川氏と特別秘書との間のやり取りはこれは私が承知している限りにおきまして申し上げますと田中特別秘書の側のスマートフォンスマートフォンにも同じ記録が残っているということで、いわゆるなんていう物証という意味ではその部分については間違いないところで、そのやり取りがあったというのは事実であるということは揺るがないことだと思っています。

木下優（公明・中川区）：ですのでやり取りあったことは、最初は否定してた。

しかしこういうものを中川委員がその総務環境委員会で出したことによって、なんかね、発言を翻すや、そのやり取りをしたことは覚えてない。

中川氏とのやり取りはそのまま覚えていないけどもというね、とぼけたようなことをおっしゃっておりますけれども、これを出したことによってそれは認めたと。

言ってるので、私はですね、この田中特別秘書はですね、とても不誠実な発言をここでしてた今回しているなということね、指摘をしたいと思うんですよ。

ですから、ここでヒアリング調査したことがですね、ほとんどの人はいいかもしれませんが中にはね、ごまかしている人もいるんじゃないかという疑念は出てきたということを非常に私はこの委員会で訴えたいと。

ですので局長がおっしゃってるようにですね、やはり市民の疑念を払拭するほど最優先に取り組んでヒアリングをやったんですけれども、私はね、そうなっていないんじゃないかということ訴えたいわけです。

したがいまして何を言いたいかといいますと、わざわざこの記録が残ってなくてね、ヒアリングをしたというわけですけどもね、こんなヒアリングをしなくても最初からどうということやってればですね、このようなことが起きないのか、そう思ったときに、相手が河村市長です。

今回議会ともいろいろ我々是对立する場面が大変多いわけですけども、こういった本当に何ですか、様々な疑念が出るような発言をする市長です確かに、本当に脱線するようなこうも言うし、一つ一つ何を言うか心配な部分もあるわけですよ。

ですので、本当に今後はですね、やはりこのように記録が残っていないのであれば、記憶を取るような取り組みをですね、やるべきではないかというふうに強く言いたいんですけども。その点はどうでしょうか。

すいません、ヒアリングで今回みたいに、こんな副市長とかね、多くの方にヒアリングをしてですね、その当時のことをですね、本当に事実は述べておりますけれども、それが本当かどうかわかりません。ですので、本当に重要なことはですね、記録を残す、これからは記録を残す。場合によっては録音するぐらいのことをですね、前もって市長にも、議員の方もそうかもしれませんけれども、いった上で記録を取り、またテープを取るということ言えばですね。

そんなね迂闊のことは言えないだろうし、僕はですね、本当にこういった問題が起きることを未然に防げるんじゃないかというふうに気がしますので、こういった記録を取るとなり、この録音をするということについて今後はどのように考えるかということをお聞きしたいと思っております。

総務課長：ただいま局長説明の中で触れた、この調整等の記録がなかったのでヒアリング調査によるしかなかった。

このくだりでございますけれども、これは前回の報告書にも記載がしてございますが、実際ヒアリング調査に入る前に総量1万ページ以上に及ぶ当時の記録というものをですね、我々まず調査をしてその中で、なかなかその中からはそういった記録が何も出てこなかったの、ヒアリング調査によって、できる限りの事実を明らかにするしかないというふうに考えて、調査のステップを進めてまいったそのことがまず記載されていることが前提であるということをご説明させていただきます。

その上でございますが当然様々行われる調整の過程の中で、後日参考とするために引き継いでいくような必要のある事項、それは重要な上からの指示であるとかそういったものを含むと思いますが、そういったものについては、これまでもあるいはこれからもしっかりと記録を残してまいるというそれは当然であるということであると思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

木下優（公明・中川区）：そうおっしゃいますけれども、例えばですね、平成30年度に1回目の市民向け説明会が開催された少し前にこのA職員が単独で市長の執務室に赴き、説明会当日の進め方について市長に説明をしたと。

最終確認を行ったとありますね。

このときの例えばやり取り、市長からはA職員にこういう説明会をやると反対派ばかり来るので賛成派を呼べないかという話があり、A職員は行政職員としてはですね、一方の主義主張の方には声をかけるようなことはできないと偏って参加を呼びかけるということではできないと答えたと。

市長からはそれ以外A職員に対応を求めることはなかったと書いてありますけれども、例えばこういった市長のところに行ったときにですね、職員が行ったときにですね、そのやり取りをきちんと記録に残すなり、やり取りをですね、テープにとるなりにですね、例えばそういったことはできないのかなということをお願いいたします。

総務課長：ただいまの委員御指摘は、場面場面にもよるとは思うのですが、例えば今あのやり取りにあった、市長とA職員やり取り平成30年度のやり取りですが、職員Aから私どもがお話を聞いおる限りでございますが申し上げますと、市長とそういうやり取りはしたんだけれども、最終的には市長もなかなか行政の立場としてそういうことを行うのは難しいんだなんあということは腹落ちをして、その場が終わっているという認識なので、当時のいわゆる記録というものが残っていないんだとそのような認識でございます。

木下優（公明・中川区）：そうやっておっしゃいますけれども、なんかすごくちょっとわかりにくい話でして、きちんとやっぱり記録を職員というのはやっぱり今日はどういうことがあったか、詳細に記録を残すでしょうふつうは。

私も区役所に言ったらですね、木下市議員は何か全部残っておりますよ。

そんなことようこんなことは全部書いてあります。

それは区役所だからそうやってるのか。

ね。

ものすごい丁寧に議員さんの言ってることをですね、控えておりますよ職員というのは、そういうそういうね、性格からしてですね、市長がどういうことを言ったね。

そういうことをきちっとやっぱり記録に残さないこと自体が非常にね行政マンとしておかしい話でしてね。そんなあやふやなことを言うんだよ、おっしゃっているね課長さんの言ってることもなかなかなかなか信用できない。

自分自身がやっぱり日々の議員活動の中でですね、詳細に職員というのは、我々の言ってることをね、把握している記録を残している。

すごいなと私は感動するわけですよそういったことをですね市長のときはやってないのかと。

こういった記録を検証するときですね、残ってないこと自体がおかしいわけですし、なんかすごくとても不誠実な印象を受けますけれども、違いますかね。

佐治局長：市長との打ち合わせに限ったことではございませんが、重要な打ち合わせであるとか重要な意思決定をするとかそういった局面につきましては、場合によってそのレコーダーを持ち込むとかそういった形できちんと記録を残すことは重要なことだろうと思っておりますので、ケースバイケースで今後検討してまいりたいと考えているところでございます。ご理解賜りたいと存じます。

木下優（公明・中川区）：それはね、今おっしゃった場面では当然でしょう。

私の言ったのは先ほど議員ね、区役所窓口、生活保護とか、いろんなところで話をしたときに議員私の話は全部控えておる。後で私が何を言ったか全部控えてる。

そこまでやってますよ区役所の職員はね。

そういうね職員の気質からしてですね、皆さんはもっと上の人でしょう、元々優秀で全部わかっているわけですよ。

どうしてそういう人たちがですね、記録を残してないのかって。

不思議に感じるわけですよ。もっと区役所の職員を見習ってやったらどうですか。

普段の活動、仕事をこんふうになるに決まってるんですから、相手が市長なんですか。

こういった問題が起きることはわかってるわけですから、きちっとね、詳細に、あまり市長の側にたたずにですね市民の側に立って、仕事やってもらわないと。

そういうふうに思っておりますので、しっかりとこの記録の問題については検討してもらいたいと思います。

局長：木下委員のご発言の意図についてはよくわかりましたのでしっかりと検討してまいりたいと考えおります。

大谷ともひろ（減税・緑区）：はい、1点確認をさせていただきたいと思います。  
今回の調査報告書の中にはありませんけど、全ての説明会において、司会の方、委託業者のヒアリングもされていると。  
いうことで良かったでしょか。

総務課長：この市民説明会の委託先の業者につきましてはこの検証の中でということではございませんが、3月に当委員会で質疑がありましたときに、担当部署の方から委託業者とその委託業者が手配をしている司会も含めまして外部のからの何らかの働きかけとか依頼というものはなかったという旨を確認しております。

大谷ともひろ（減税・緑区）：はい、ありがとうございます。  
そうすると業者等への働きかけも含めて公正公平な会の運営に、市民の疑念をいだかせるような事実はなかったと思います。

もう一点だけ。  
こちらは要望に近い形ではありますけれども、令和6年3月18日の経済水道委員会の答弁こちらでいうと当時は答弁調整という言葉がつかわれていましたけれども、あくまで事実ベースで答弁をするという理解であって、答弁のこの資料なかでは答弁調整となっていました調整に関わった6名全員がやり取りのその一方の当事者である市長に確認を取るという必要性を全く感じてなかったとあくまで事実ベースでというふうに繰り返し報告書の中にはあるわけですが、と職員Bからの問いかけに対して、職員Aから、こういった返答があった。

というのは一つの事実と思うんですけども、それと市長と職員Aとの間でこういったやり取りがあったというのはイコールではないとおもっています。  
なので、双方が合意した場合ですとか、双方に理がある場合は別ですけれども、合意に至らなかった場合一方的に不利益が生じるような場合というのは当然ですけど、もう一方にもしっかりと確認が必要であると。  
そういった中で、当局の認識またはね再発防止というわけじゃないですけど当局としての今後の取り組みというところについてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長：先ほど来の質疑の中での厳しいご指摘も含めまして、その辺りの手続きに今回至らない点があったというのは、その通りであったと思います。

局長からもご答弁申しあげたように、申しわけないことであるなあと思っています。  
で今回の報告書の結論の中にもちょうど本日提供しました資料の修正箇所にもそちらの方にもございますけれども、ただいまの委員の御指摘きのことを踏まえすと、いわゆる答弁は市職員からの聞き取り結果に基づいた調整だけでは、正確な事実が伝えられない可能性があることに鑑みて適正を期する手続きとして、一方の当事者である市長にも事情を確認す

べきであったというふうにご示してありますけれども、やはり今回手続き面での反省点が大きく残ったのかなあとと思います。大谷委員。

局長：当時の当委員会での答弁に関わった当事者として、ちょっと当時のことを振り返りながら、補足をさせていただきたいというふうに考えております。

3月18日のこの経済水道委員会におきまして委員からの市長から、反対派ばかりではいけないので賛成派も集めるという指示があったのかという質問に対しまして当局の職員から、過去の担当職員に確認したところ、市長からそのような発言があったことを覚えがあるというふうに伺っているというふうにねそういったような答弁をさせていただきました。

また委員から再度の確認がありましたので私からそういった事実を今回の確認作業の中で確認したと重ねて答弁をしたという経緯がございます。

しかしながら、こうした答弁は市長および市長特別秘書から賛成派の人を集めるようにといった働きかけがあったかどうかという当時の担当者に対するごく端的な問いかけに対する回答をもとに作成したものでありまして、もう一方の当事者であります市長に確認したものでなかったことが今回明らかになっております。

本来であれば、その今回の総点検を進めていく中で明らかになったことも含めましてですね、加える形でこれから申し述べるような答弁をすべきべきだというふうに考えているところでございます。

ちょっとお聞き取りさせていただきたいと思います。

市民向け説明会であることと、会場が埋まらないことも考慮し、今までの経験上、こういう説明会をやると反対の参加者が多くなるのが一般的なもので、より多くの人に説明を聞いてほしいことから、賛成の人も集めてほしいといつも市長から発言に対して担当者は広く広報を行い、多くの人に来ていたことができないがいたことは良いが多くの人に来ていただくことは良いが行政として、特定の人だけに声かけることはできないと答え、議論になりました。しかしながら、双方の認識としては、いわゆるサクラを導入するということではなかったということに一致しております。

またその市長の発言の時期と、総務環境委員会で質疑が交わされた桜に関する時期は、年度が異なっておりまして、両件に直接の関係性はないと思われる。本来であればこのように丁寧に答弁すべきところであったというお話してるところでございます。

付帯決議が当局のその答弁に基づいているっていうことを鑑みますと当局の答弁は非常に重くてですね、且つの高度な正確性を求められているものであるということをお考えますと、適正な手続きを経た上での答弁すべきであったと、深く反省しているとともにお詫び申し上げたいというふうに考えているところでございます。

大谷ともひろ（減税・緑区）：検証報告書30ページにありますけど、名古屋城天守木造復元事業本市にとって非常に重要な事業であると、その事業推進にさいしやはり本当にその通りだなあその過程において本当に丁寧に、丁寧に対応をですね欠くことになることとこれ自体が

進んでいくことが非常に難しいところで、そこは市長と職員の間もそうですし、市長と、議会と行政全てにおいてです。

そういった意味では信頼をしっかりと築いていけるように双方の確認というところを今後しっかりとお願いできればとおもいますので、お願いいたします。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：ええとですね。

局長、はって感じはって感じ名古屋城木造復元の議論をしている分にはいいんですよ。

これ名古屋城木造の議論でも何でもなし話だね。

経済水道委員会、何年いるかな僕は寂しいやら、情けないやらねこんな議論しなあかんのは本当情けない。

さっきね、局長はね、許容す。

今回のこの所管事務の資料許容されるものではない。

先例は残さないって言われたんでだったらこれ黒塗りにしたらどう今からでも、そんなこと言うならかつてあなたのところは、私が質問したものに、対して資料を持ってこいと。

真っ黒で持ってきたね。

だったら黒塗りで出さないよね。

そこまで許容されるものではないというなら、先例も残さないというようならね。

でね、これなんで、ABCなの。

公務員は別に実名出してもいいんでしょね。

議員だってこれ実名出されたっていいんですよなんでABCなの。

そっから教えてもらおうかな。

総務課長：ただいま委員からご指摘ありましたように、いわゆる個人情報保護に基づきますと、公務員の職務遂行に関わる情報というの個人情報を開示することができるという考え方がございます。

ただ、今回のこの検証に際しては何があったかっていうその事実というの方が重要であってそれが具体的にどこの誰かというようなことは付随するような情報であるというふうに判断し、一定の配慮ということでアルファベット表記にさせていただいたということでございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：一定の配慮だってわかっちゃうじゃん。

C議員なんて、すぐわかるんじゃない。

ね、G議員なんてもっとだってわかるでしょ。

G議員はもうね、今バッチ付けてないんですよ。

多分ここは疑義があると思うよね。

でね、僕が言いたいのは、この資料で、いろんなことを言われる例えば、あなたのとこの職員のこと。

誰がCを売ったんだ。ね。

そう言われる。

だけど職員さんは、2月定例会をどうにかね。乗り切ろう。

うまくまとめよう。

そういう気持ちで動いたんだと思うよ。ね。

だからこれね、あなたたちのやったのは本当に犯人捜しプラスアルファだ。

あなたたちが出したこの資料はね。

誰もこれ職員ついてこんよ。どう思う。

総務課長：今、答弁調整の下りてその部分を浅井議員が、縷々述べられたわけですが、私も今回のヒアリング調査を通じてまさにそういった事実が明らかにというふうに感じています。

それで、全て局に関係する職員ということでもありますので、今回の市民から局に対して向けられたこの疑念払拭にたいしヒアリングという形で、各職員の皆様方には、快く協力をいただいて、局としての疑念払拭に力を貸していただいたそのような認識でございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：何言ってるかよくわからんのだけど、もう1回答えて、

総務課長：私ども、決して今回の検証の中で犯人探しとか、そういったことをやる人というのは毛頭なく局として招いた市民からの疑念これを払拭するということを目的にこの調査検証をおこない職員のヒアリングに協力していただいた職員の皆さんには、同意のもとでその力を貸していただいたというふうに認識してございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：払拭ね、さっき局長が言った払拭私はこう捉えた。

この払拭一つ目は、市民の疑念を払拭することを最優先に取り組むためね。

疑念を払拭するために取り組んだのか疑念払拭することありきで、取り組んだと。

取れちゃうんだな。

この資料を見るね。

なぜなら、あなたが書いたこの結論ね、公平公正な会の運営に市民の疑念を抱かれる事実は確認されなかったね、この検証はこのたったの3行だあとこれ、あと何行かわかんないけど全てこれ、付帯決議の話だ。

そんな検証あるの。

そんな検証あるのかな。

ねこの資料をね、見るってさっきの局長が言ってたやつまず最初に、異例。

異例だったっけ異例になってます。

けどこのような対応には、理由があるんです。

一つは、市民の疑念を払拭することだよね。

もう一つの疑念は、もう一つは、委員会における質疑は付帯決議において求められているものであって、その前提となった6年3月18日の本委員会における答弁にでもその経緯や正確に掘り下げた調査が必要である。

これ、付帯をつけた議会が悪いっていつてるの？

局長：いや、そのように申ししておりません。答弁が正確性を欠いた答弁を行ったその当局の方に責任があるというかもう少し正確な答弁すべきだったということを申し上げたところということでございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：本当にそれが本当の理由なんだろうか。

でね、この最後のね、結論の部分を見ると、ごめんなさいさっきいったやつだな。丁寧に答弁されていれば、委員会審議に際し、より正確な事実を示すことができたと考えている書いてありますが、これはまずどういう意味なのか、まず教えてください。

総務課長：この検証報告書の中でも、縷々述べていますように、当時の当時のというのは3月18日の当委員間の局の答弁でございますが非常に端的な言葉で、確認をした内容を答弁していて、その背景事情であるとか様々な要素について十分な確認、調査を踏まえずに答弁をしてしまっていたので今回この一連の作業を通じて当時の事実がどうであったかということが、かなり明らかになったと我々は思っています。

そういった内容を踏まえて当時の状況を振り返ると、もう少し正確な答弁というのが本来すべきであったし、できたんじゃないかと、そういう反省の弁をここで述べています。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：やっぱり結局はさ、付帯決議のことをいいたいただけなんだね。

最初っから市長は名誉棄損だ名誉棄損だといっとたし、ね。

結局は、付帯決議のね。

新しい資料の中で副市長の中ですごい違和感があるのが3ページ目か。

この平成28年から29年当時の副市長。

どなたかわかんないけどね。

これをぼっちめ三つ目ね、市民説明会はこれだけではない名古屋市はいっぱいやっているね。

市長はどういう説明会でも同じスタンスで政治家の顔と名古屋市長の顔を両方持っていると書いてあるんだよね。

この政治家の顔って何、何を言うんだろう。

総務課長：増補版の3ページについての委員のご質問であったかと存じます。

これはですねヒアリングの中で発言があったものを、それこそ包み隠さず記載をしているものでございまして、この政治家の顔ってどういう意味というようなことをほりさげて下げてヒアリングをしているものではございません。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：おかしいでしょう。

それを掘り下げるのが、検証でしょう。

政治家の顔、私を取ったのは政務の顔市民説明会も政務の顔と公務の顔両方持っているってこれはとった。

ね。

本来ならば、検証するならば、政治家の顔ってどういうことを意味するのかって聞くのが当たり前でしょう。

何のための検証なの。

市長だけにはいろんなことを聞いて、この市長の言いたいことばっか書かして、ね。

これが検証なのか。ね、あなたの言う

総務課長：検証の作業の中で我々が目的するのは、いわゆるその市民説明会の企画あるいは運営というものに関して、市民の疑念を抱くような、それは働きかけであるとか、圧力であるとかそういったものがあつたかなかつたかということを確認するのが検証で、その部分については我々各ヒアリング対象者に対してしっかりと行いました。

その際に、何て言うんでしょう。それに関連していろんなことをやっぱりその発言者が、それこそ市長は本当にいろんなことを仰ったわけですが、それをおっしゃったっていう部分はある。

それについて、先ほどの話じゃないですが、包み隠さずということで、これ本来のこの検証とは直接の関係がないかなというふうに感じる部分も正直ありますが、そういったものについても全て記録として残しているということでございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：関係ないかどうかって僕今聞ってるじゃん。

答えれんの。

もう疑問に思ったから聞ってるじゃん。

これね、総務環境でも、特別秘書の公務と政務ってすごい重要な話になっているんだよ。

それが市長がね。

当時の副市長は、市長は市民説明会はこれじゃにおいて、政務の顔と、公務の顔、両方持って挑んでいるっていつてるんだよ。

大きな問題じゃん。

通常政治家って、の顔ってそういうことを言うんじゃねのかな。

ね。

でね、もう1個もらった。

市長とのこれ総点検の3ページ目の2番目のヒアリング結果分析および評価。平成30年度事業におけるやり取りに際し双方の認識。

これ修正前と修正後、ね。

こんなの私望んだらうか。

僕は市長室でね、局長やあなた方が喋ったやり取りをね出してくれて、前回の委員会でいったつもりなんだけど、言葉が足りなかったんだらうか。

なんでここだけはこんなに短い。

あとの人たちはみんなこんなにいろんなこと書いてあんのに、委員長、前回のときに私そういう資料を要求したと思うんだけど、委員長どういう認識でした？

委員長 豊田かおる（減税・中区）：この部分については、浅井委員が言われるように少し短いのではないかと思いましたので、当局の方に、先ほども田中委員のご質問にお答えさせていただいたときにありましたようにここでは、口頭で丁寧に説明していただくことで了解させていただきました。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：なんでここだけは口頭なの。

なんかさっきね木下委員が言われたようになんかますます疑念しかなくなっていくよね。

ちょっと質問変えさせていただくね。

このヒアリングのね。

調査は問題のある行為を多分類型化して、もちろん行ったと思うんだけど、類型化どういう類型を想定して行ったのか教えてください。

総務課長：基本的にあの基本的に私の方から皆さんにお尋ねいたしましたのは、市民説明会の企画や運営に携わった際に、例えば特定の方への参加の呼びかけや、発言の依頼など、公平公正な会の運営に市民の疑念を抱かせるようなことが意図したり、行動をとったことがあるかあるいはそれはあんた自身のことでも、そういった話、噂とか、それからそういったことを聞いたことがあるか他の職員から働きかけを受けたことがあるか、そういったことを聞いていたということでございます。

局長：ちょっと補足させていただきます。前回の5月31日に提出しました検証報告書の9ページと10ページ、ここにですね、過去の資料をすべからくその点検した中で、共通事項と各年度ごとの質問ヒアリング事項言ったことをまとめておりますので、ここにこういったことを聞いたかということが類型化されているというところでございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：9ページヒアリング調査に向けた検討というやつ。

そんな中で、でね、要は、ね。

今回のこの資料提出していただいて、ものすごいいろんなことが分かったね。

さっき、大谷委員も言った。ね。

市長は、Aさんに対して、賛成派を、集めろといったということが分かった。

Aさんも、また、賛成派を集めろということと言われたと。

話があってます。

ここが一番問題なんだよね市長が、そういう発言をしたことがいいのか。悪いのか。

あなたたちはこの資料で議論をすり替えている。ね。

市長が、そういう発言をしていいのか。悪いのか。

局長、いいのか。

佐治局長：賛成派の人を集めろということにつきまして、市長は意図があってというわけではなくてですね、こういう市民向け説明会をやると、一般的には賛成派の方の出席が少ないと反対の方が多くなるもんだから、幅広くいろんな意見を聞いてもらうと説明聞いてもらうために、その賛成の人にも来てもらったかどうかというそういう趣旨で発言したということが、ずっと市長が主張しているところでございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：だったら、多くの人に来てくれていいんじゃないの。

わざわざ賛成派って言わなくてもいいんじゃないの。

賛成派をいうっていうのがいかんのでしょうか。

局長：市長の経験からいっていろんなその分野の市民向け説明会に出席しておりますけど、一般的にその反対の意見を持った方が出席することが多いもんですから、賛成を持った意見の方についても参加してくれるようこれから供したらどうかというといった主張でございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：前回の討論会でね、差別発言がね、あのときはどう見ても、エレベーター反対派の人の方が大きな声だ。次回ね、討論会やるときに局長。

総務課長に、前はエレベーター反対の人が多かったで今度はエレベーター賛成の人連れてきてくれと言える？

局長：昨年6月3日の市民討論会につきましてはこれはその統一の意見を聞いて一定の市の方向性を出そうというふうに考えて討論会で行ったので、そこにつきましては、無作為抽出という形で、ちょっとそういったことはしないような形で、企画をしたというところでございます。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：誰もそんなこと聞いていません。

市民説明会でもいいですね。

前はエレベーターの人が、反対の人が大きな声でね。

そして、エレベーター賛成の人は、あんまり発言ができなかった。  
だったら次回開催のときはね、局長、あなたは、ね。  
今度やったときには、エレベーター賛成派の人を連れて来てくれって言えるの。

佐治局長：そういった恣意性が働く指示は私はいたしません。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：でも市長はしたんでしょ言ったんでしょ。  
背景は後付けてだ。  
後からだったらどんな理由だってできるよね。  
だってこのAさんは、そんなに言うなら減税の人にも言えればいいじゃないですかまで言  
ってるじゃないですか。  
それが全てでしょう。  
背景って後付けじゃん。  
普通ね、そんな減税の人に頼めばいいですか行かないよ。  
そう思わない。  
そこが全てじゃないのこれ。

局長：今回の一連のヒアリングの中で市長の発言がその指示であったかどうかということに  
つきましては、それはちょっと判断がつかかねるところでございまして、職員の指示ではない  
んだけどかなりその強い思いがあって発言されたというふうには受け止めていたというところ  
でございまして。

委員 浅井正仁（自民・中川区）：あのさ、それは、この資料で言うね。  
何ページだ。15ページね。  
観光文化交流局の総括質疑の後に市長から事情を聞きたいから来いと言われたって書いて  
あるよね。ね、直後に来いって、僕は犯人捜し進んだっけ。  
まずこれが問題だよね。  
当事者呼びつけ言い争いにもなった。ね。ね。言い争いにもなったと書いてある。これも問  
題だよね。でね、今局長が言ったのは、あなたたちのヒアリングの話をしたんだ。ね。  
市長からその前に、ね、言い争いになることまで言われてね。  
ひょっとしたら、ちょっと違う。  
感じを持ちちゃったかもしれん。  
だって権力持つとる市長だもん。  
違うかな。  
普通の人間ならそうでしょう。ひよるでしょう。  
直後に呼び出しをされて、ね。変わるんじゃないの心境。

ひょっとしたら、わかんないけどだからこの総括質疑ののち市長から事情を聞きたいから来いと言われて、行った。

これが全てじゃないの執務室に入った瞬間から俺はそんなこと言っとらん。

賛成派を呼べということは言っていない。

少し言い争った。これが全てではないの。ね。

全ての権力を持ってる市長さんにここまで言われたら、ひよるよね。

普通の職員は僕だってひよるわ。ね。

どこまでいったって、申し訳ないけど、資料を出せば出すほどいろんなことが出てくる。

結果的にわかったのは、市長は言った。

A職員は、言われた。ね。

そこだけは事実だった。それに桜を関連付けるのは、あなたたちの勝手な話だ。

信憑性もない。

さっき1年後だから関係ないといったけど、だったらその証拠を見せてよなんて1年後だと関係ないの。

証拠あるの。

そこまで言い切るなら、それなりの証拠も持ってきてよ。

だから疑念しかないんだよ。これはどこまでいったって。

事実は、河村市長が賛成派を連れて来いと言った。A職員は連れてこいと言われた。

そして、動員は、他の人に聞いたけどなかった。

これがこの検証のね、結果、あとは、あなたたちの市長に対する弁明だけ。

付帯を何とかしてほしいという弁明だけ。

ね。

ということで、あとは、本会議でやらせていただきたいと思っておりますので、これで終わらさせていただきます。以上。

委員長 豊田かおる（減税・中区）：他にないようであります。

以上で本件を終了いたします。

本日の予定は以上であります。

これにて、本日の委員会を散会いたします。

お疲れ様でございました。